

北海道就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム設置要領

令和元年7月 20 日

改正 令和5年7月 26 日

1 趣旨

バブル崩壊後の雇用環境が厳しい時期(概ね平成5年から平成 16 年)に学校卒業期を迎えた、いわゆる「就職氷河期世代」においては、卒業後、不安定な就労や無業に移行したこと、本来の希望と乖離した条件等で就職をせざるを得なかったことによる早期離転職などが端緒となり、今なお、不安定就労等を余儀なくされている者も少なくない状況にある。

こうした状況を踏まえ、令和元年5月 29 日、厚生労働省においては、「就職氷河期世代活躍支援プラン」(以下「支援プラン」という。)を策定したところであるが、就職氷河期世代が抱える固有の課題(希望する就業とのギャップ、実社会の経験不足、加齢に伴う様々な就業制約等)を踏まえつつ、その実効性を高めるためには、官民共働による一元的な推進体制を構築し、これら世代への支援に社会全体で取り組む気運を醸成することが必要である。

については、北海道における支援プラン及びこれに基づく効果的な支援策のとりまとめ、各種施策の進捗管理等を統括することを目的として、北海道労働局、北海道をはじめ、関係行政機関、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「機構」という。)、北海道内の経済団体、労働団体、支援機関等から構成される「北海道就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム(以下「北海道PF」という。)」を設置することとする。

なお、令和4年度までとされている支援プランの集中取組期間については、「就職氷河期世代支援に関する新行動計画 2023」(令和4年 12 月 27 日就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定)により、令和5年度からの2年間で「第二ステージ」として位置付け、取組を継続する方針が示されており、北海道 PF についても、この趣旨に沿って、第二ステージにおいても、令和4年度までの「第一ステージ」に引き続き、積極的な取組を推進していくこととする。

2 構成員

別紙に掲げる団体(機関)で構成する。

なお、必要に応じて、他の関係団体(業界団体を含む。)や機関に対して構成員(オブザーバーを含む。)の参画を求めること、また、ヒアリングを行うことができるものとする。

3 各構成員の役割

上記2に記載の各構成員の主な役割は下記のとおりとする。

(1) 行政機関

① 北海道労働局

- ・ 北海道PFとりまとめ事務局(主担当)
- ・ 事業実施計画の策定とりまとめ(主担当)
- ・ 実施事業の進捗管理(主担当)
- ・ 福祉と就労をつなぐ道内市町村のプラットフォーム(以下「市町村PF」という。)との連絡調整
- ・ 各種支援策の周知、広報、実施

② 北海道経済部(労働政策局)

- ・ 北海道PFとりまとめ事務局(副担当)
- ・ 事業実施計画の策定とりまとめ(副担当)
- ・ 実施事業の進捗管理(副担当)
- ・ 市町村PFとの連絡調整
- ・ 各種支援策の周知、広報、実施

③ 北海道保健福祉部(福祉局)

- ・ 市町村PFとの連絡調整
- ・ 社会参加に向けた支援を必要とする者の実態やニーズの把握の検討
- ・ 市町村PFの好事例の把握
- ・ 各種支援策の周知、広報

④ 札幌市

- ・ 各種支援策の周知、広報、実施

⑤ 就労支援機関(ハローワーク、機構、道の就労支援施設等)

- ・ 専門窓口(チーム)等による就職支援
- ・ 企業説明会、面接会の開催
- ・ 企業に対する処遇改善の働きかけ
- ・ 個別求人開拓(限定・歓迎求人等の確保)
- ・ 職業訓練の実施
- ・ 北海道PFとりまとめ事務局への政策提案
- ・ 各種支援策の周知、広報

⑥ 地方関係機関(北海道経済産業局、北海道厚生局)

- ・ 関係業界、団体への協力要請

(2) 他の行政機関、経済団体、労働団体、支援団体等

- ・ 就職氷河期世代を対象とした求人募集、処遇改善等の企業への働きかけ
- ・ イベント等での就職氷河期世代の職場体験(インターンシップ)の積極的な受入
- ・ 採用後のフォローアップ支援の充実(正社員化)
- ・ 行政支援策等の周知
- ・ 北海道PFとりまとめ事務局への政策提案

4 北海道PFにおける取組事項

北海道PFにおいては、次の事項について協議を行い、各構成員における取組を促進することとする。

(1) 気運醸成及び行政支援策の周知

不安定な就労状態等にある就職氷河期世代の活躍を支援できるよう北海道内の気運を醸成し、各界が一体となって、積極的な採用・処遇改善や社会参加への支援に結びつくような環境を作る。

また、就職氷河期世代本人及びその家族等に対して各種支援策の周知を図る。

(2) 支援対象者の把握

地域ごとに支援の対象となる以下の3種類の者に係る実態や支援ニーズの把握について、その手法等を検討する。なお、①、②の対象者数については、厚生労働省より示された「都道府県別・就職氷河期活躍支援プログラム対象者数推計表」を参考にすることとする。

① 不安定な就労状態にある者

- ・ 正規雇用を希望しながら非正規雇用で働いている者
- ・ 前職が非正規雇用で、正規雇用を希望する完全失業者

② 長期にわたり無業の状態にある者

- ・ 非労働力人口のうち、家事も通学もしておらず、就業を希望している者

③ 社会参加に向けた支援を必要とする者(ひきこもり等)

- ・ ひきこもりの状態にある者、生活困窮に陥っている者など、就労支援だけではなく、福祉的な支援を必要としている者(※)

※ 社会参加に向けた支援を必要とする者の実態やニーズの把握については、その手法を検討するとともに、必要に応じ、都道府県と市町村が連携し、それぞれの地域の事情に応じて、役割分担をした上で行う。

(3) 市町村支援状況の把握

市町村における就職氷河期世代に対する支援の状況について調査する。

(4) KPI(重要業績評価指標)の設定及び事業実施計画の策定

- ① KPIは適切なものを検討の上設定する。
- ② KPIを達成するため、事業実施計画を策定する。
- ③ 計画に基づく実施事業の進捗管理を行う。

なお、詳細については厚生労働省より示された参考値を踏まえて策定することとする。

また、支援プランは、就職の実現だけではなく、多様な社会参加の実現を目指すものであり、北海道PFは、「(2)支援対象者の把握」に示す3種類のうち、社会参加に

向けた支援を必要とする者については、個々人の状況に応じて息の長い継続的な支援を行う必要があることに留意しながら、市町村PFの取組を支援していく。

(5) 市町村PFとの連携

北海道PFは、市町村PFの事務局と連絡調整を図り、市町村PFとの情報共有と広域的課題の対応を行う。

- ・ 道レベルの経済団体への対応依頼(福祉からの受け入れ先の開拓、雇用にあたって必要な配慮等)
- ・ 経済団体、他の市町村等とのつながり作りの支援
- ・ 自治体間の広域的な取組の支援等の要請に対応するとともに、市町村PFの好事例の周知等、必要な情報提供を行う

5 北海道PFの会議運営

- (1) 上記の協議を行うため、原則として年2回以上協議の場を設けることとするが、その他、必要に応じて開催することができるものとする。
- (2) 北海道PF会議に座長を置き、北海道労働局職業安定部長をもって充てる。

6 秘密の保持

北海道PFの構成員及び協議の場に参加した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

北海道氷河期世代活躍支援プラットフォーム構成団体(機関)

区 分	団体・機関名
経済団体	一般社団法人 北海道商工会議所連合会
	北海道商工会連合会
	北海道経済連合会
	北海道中小企業団体中央会
	一般社団法人 北海道中小企業家同友会
労働団体	日本労働組合総連合会 北海道連合会
支援団体	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構北海道支部
	公益社団法人 北海道私立専修学校各種学校連合会
	社会福祉法人 北海道社会福祉協議会
	公益財団法人 さっぽろ青少年女性活動協会
	特定非営利活動法人 KHJ全国ひきこもり家族会連合会 北海道支部
市町村	札幌市
行政機関	北海道経済産業局
	北海道厚生局
	北海道労働局
	北海道経済部(労働政策局)
	北海道保健福祉部(福祉局)
オブザーバー	北海道市長会
	北海道町村会